

平成30年度第9回総会（月例）議事録

日 時	平成30年12月27日（木） 午後1時15分開会																					
場 所	みなと大通り別館6階 ソーホーかごしま会議室																					
出席委員 (18名)	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 33%;">上入來 幸一（会長）</td> <td style="width: 33%;">松下 清美（会長代理）</td> <td style="width: 33%;"></td> </tr> <tr> <td>有村 伊智博</td> <td>上四元 正昭</td> <td>仮屋 幸孝</td> </tr> <tr> <td>弟子丸 宗一</td> <td>堂免 修</td> <td>園山 一則</td> </tr> <tr> <td>中村 秀彦</td> <td>鳩宿 隆雄</td> <td>豊留 辰男</td> </tr> <tr> <td>堀之内 薫</td> <td>村山 利清</td> <td>永尾 寛</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>外園 義興</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>脇田 サトエ</td> </tr> </table>	上入來 幸一（会長）	松下 清美（会長代理）		有村 伊智博	上四元 正昭	仮屋 幸孝	弟子丸 宗一	堂免 修	園山 一則	中村 秀彦	鳩宿 隆雄	豊留 辰男	堀之内 薫	村山 利清	永尾 寛			外園 義興			脇田 サトエ
上入來 幸一（会長）	松下 清美（会長代理）																					
有村 伊智博	上四元 正昭	仮屋 幸孝																				
弟子丸 宗一	堂免 修	園山 一則																				
中村 秀彦	鳩宿 隆雄	豊留 辰男																				
堀之内 薫	村山 利清	永尾 寛																				
		外園 義興																				
		脇田 サトエ																				
欠席委員 (1名)	岩元 節朗																					
事務局	<p>事務局長 馬場</p> <p>主 幹 榊</p> <p>支局主任 大小田、小山田、下野、吉永、中村、溝川、今吉、濱畑、引地</p> <p>専門員 栗須、橋口、矢崎、山本、有田</p> <p>主 査 内村、取達、大久保、二俣、原口、水盛</p> <p>主 任 鮫島</p>																					
農政総務課 農地整備課	<p>主 査 浜田</p> <p>主 任 松元</p>																					
議 題	<ol style="list-style-type: none"> 1 農地法第3条許可申請に関する件 2 農地法第4条許可申請に関する件 3 農地法第5条許可申請に関する件 4 農地法第18条第6項の規定による通知に関する件 5 非農地認定に関する件 6 農地利用変更届出に関する件 7 農用地利用集積計画に関する件 8 農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件 9 農業振興地域整備計画変更（編入）に係る意見書に関する件 10 農地利用最適化推進委員の推薦及び募集に関する件 																					
報 告 事 項	<ol style="list-style-type: none"> 1 法務局から照会のあった農地等の現況について 2 国土利用計画法による届出・土地に関する調書について 3 農地法第3条の3届出専決に関する報告について 4 農地法第4条・5条届出専決に関する報告について 5 農用地利用配分計画に関する報告の集計について 6 鹿児島島の農地「貸したい」「借りたい」総点検の実施状況について 																					

議 長	開会の前に事務局より連絡事項があります。
伊 敷 支 局	<p>利用権設定申出に、取下げがありましたので、報告いたします。</p> <p>議題 7. 「農用地利用集積計画に関する件」 32 ページをお開きください。</p> <p>このうち、番号 2 の利用権設定申出が、取下げとなりましたので、報告いたします。</p>
事 務 局	<p>只今の取下げに関しまして、補足して説明をさせていただきます。</p> <p>番号 2 が取下げになった関係で、利用権の統計が変わりましたので、お手元の方に差替えの資料をお渡ししております。概要としましては、28 ページから 31 ページまでの統計が変わったという点が一つ、32 ページの番号 2 が取下げになったというのは、伊敷支局から説明があったとおりでございます。最後にこの取下げに伴いまして、45 ページの総合計も変更となっておりますので、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>開 会（午後 1 時 15 分）</p> <p>定刻になりましたので、ただいまから、平成 30 年度第 9 回総会を開催いたします。</p> <p>それでは、本日の出席委員数について報告いたします。</p> <p>19 人中 18 人の出席で、過半数以上の出席でございますので、会は成立いたしております。</p> <p>なお、欠席届が、岩元委員から出されています。</p> <p>次に、議事録署名者を決めなければなりません、私からご指名申し上げてよろしいでしょうか。</p> <p>（異議なしの声）</p> <p>それでは、上四元委員、永尾委員をお願いいたします。</p> <p>今回は、会長の依頼により、農政総務課、農地整備課の担当者に出席していただいております。</p> <p>次に、議事参与の制限についてお知らせいたします。</p> <p>議題 7. 「農用地利用集積計画に関する件」及び議題 9. 「農業振興地域整備計画変更（編入）に係る意見書に関する件」につきましては、議事参与の制限となっておりますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、議題の審議に入って参ります。</p>

議 題	
議題 1. 農地法第 3 条許可申請に関する件 1 ページ～5 ページ 15 件	
議 長	<p>それでは、議題 1. 「農地法第 3 条許可申請に関する件」を審議します。 まず、谷山、9 番委員お願いします。</p>
9 番 委 員	<p>ご報告します。 番号 1 号、譲受理由：規模拡大、譲渡理由：労力不足、権利の種別の内容：所有権移転、売買。 番号 2 号、受贈、贈与、所有権移転、贈与。 以上です。</p>
議 長	<p>次に、吉田、14 番委員お願いします。</p>
14 番 委 員	<p>ご報告します。 番号 3 号、規模拡大、労力不足、所有権移転、売買。 番号 4 号、受贈、贈与、所有権移転、贈与。 番号 5 号、規模拡大、労力不足、所有権移転、売買。 番号 6 号、受贈、贈与、所有権移転、贈与。 以上です。</p>
議 長	<p>次に、喜入、10 番委員お願いします。</p>
10 番 委 員	<p>ご報告します。 番号 7 号、受贈、贈与、所有権移転、贈与。 番号 8 号、受贈、贈与、所有権移転、贈与。 番号 9 号、受贈、贈与、所有権移転、贈与 番号 10 号、受贈、贈与、所有権移転、贈与。 以上です。</p>
議 長	<p>次に、松元、15 番委員お願いします。</p>
15 番 委 員	<p>ご報告します。 番号 11 号、受贈、贈与、所有権移転、贈与。 番号 12 号、受贈、贈与、所有権移転、贈与。 番号 13 号、受贈、贈与、所有権移転、贈与。 番号 14 号、受贈、贈与、所有権移転、贈与。 この件について、補足説明をさせていただきます。 耕作面積は 0 となっておりますが、受人は渡人の孫であります。 これまで受人は、祖父である渡人と一緒に農業に従事しておりますので、今回の農地の取得にあたっては特に問題はなく、新規就農ではありません。 番号 15 号、規模拡大、労力不足、所有権移転、売買。 以上です。</p>

議 長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>別冊資料1にありますように、今回の第3条案件の全ては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見、ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題1.「農地法第3条許可申請に関する件」15件につきましては、原案どおり許可することに決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p>
議題2. 農地法第4条許可申請に関する件 6ページ～8ページ 3件	
議 長	<p>次に、議題2.「農地法第4条許可申請に関する件」を審議します。</p> <p>議題3.「農地法第5条許可申請に関する件」吉野の番号13号の案件が、この第4条許可申請に関連するので併せて、審議していただききたいと思います。</p> <p>まず、本庁、16番委員お願いします。</p>
16番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号1号、転用目的・施設等：駐車場、駐車場200.00㎡、転回場等322.00㎡、周囲の状況及び被害防除計画：東…宅地、西・南…他人田、北…市道、境界…コンクリート擁壁、雨水…自然流下。</p> <p>この件について、補足して説明いたします。</p> <p>申請地は、JR広木駅から南東に350mに位置する第2種農地です。</p> <p>申請人は、申請地を自己及び周辺住民への貸駐車場として利用する計画ですが、申請地は申請人の亡き父親が約25年前から駐車場として利用していたことから、今回、追認許可を得たいと顛末書添付のうえ申請されたものです。</p> <p>申請人に対しては、代理人を通じ、改めて農地転用について説明・指導しました。以上です。</p>
議 長	<p>次に、吉野、17番委員お願いします。</p>

1 7 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号2号、店舗付住宅、店舗付住宅1棟195.33㎡、駐車場385.00㎡、庭敷地等504.76㎡、東…本人畑、他人畑、西…渡人畑、他人畑、南…里道、北…他人畑、原野、境界…ブロック積、雨水…里道側溝、污水…合併浄化槽。</p> <p>この案件と、5条許可案件は関連がございますので、続けて読み上げさせていただきます。14ページの番号13号でございます。</p> <p>番号13号、権利の種別：所有権移転、売買、転用目的・施設等：通路、通路119.17㎡、周囲の状況及び被害防除計画：東…本人畑、他人畑、西…渡人畑、他人畑、南…里道、北…他人畑、原野、境界…ブロック積、雨水…里道側溝、污水…合併浄化槽。</p> <p>この2つの案件につきまして、補足説明をさせていただきます。</p> <p>申請人は、店舗付住宅を建築するにあたり、都市計画法第43条許可要件に基づき、4条による店舗付住宅への転用、そして、5条による通路への転用に加え、所有する隣接宅地及び私道を一体利用するものでございます。</p> <p>具体的に申し上げますと、4条で転用する農地の一部と所有する隣接宅地に、既存住宅を取り壊した後、店舗付住宅を建築し、自己及び来客用駐車場として11台分を配置、そして、所有する既存私道と5条で転用する通路とを合わせ道幅を確保し、一体利用する計画でございます。</p> <p>なお、一体利用総面積は1,204.26㎡となりますが、通常必要となる開発行為に関しましては、「区画・形の変更」が無いことから、土地利用調整課とは、「該当しない」ことを協議済みでございます。</p> <p>ただし、市街化調整区域における店舗付住宅転用につきましては、500㎡未満要件がありますが、農地の転用面積は、店舗付住宅部分375.54㎡と通路部分57.05㎡を合わせた432.59㎡となり、要件を充たしております。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、喜入、10番委員お願いします。
1 0 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号3号、営農型発電施設、九電柱2本0.15㎡、引込柱2本0.02㎡、太陽光支柱105本0.42㎡、フェンス支柱99本3.40㎡、東…他人畑、農道、西…他人畑、南…他人畑、水路、北…農道、境界…土留、雨水…自然流下。</p> <p>この件につきまして補足説明をいたします。</p> <p>申請者は、農用内にある自己所有の農地に営農型太陽光発電設備を設置し、下部農地において椎茸栽培の営農を行うものです。</p> <p>この支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可は、支柱等の部分のみ一時転用許可になります。</p> <p>詳細につきましては、支局職員より説明を行います。</p>

ご説明いたします。(図面掲示)

場所ですが、喜入瀬々串町の喜入物産館から西へ約1km位登った所にある農用地区域内農地になります。

農用地区域内農地になるのですが、この3筆を使いまして、営農型の太陽光発電を設置したいということでございます。

このオレンジの部分が農地の境界になります。青の線が太陽光のパネルになります。これが2ヶ所ありまして、これはイメージ図ですが、こういう形で太陽光の下で、椎茸原木を合掌造りで並べて、栽培します。

面積は、この太陽光の下でしか出来ませんので、計画からいけば、大体3,500本程度は置けるのではないかとということで、3,500本を営農計画の中に入れて、今回申請をしております。

太陽光は2つに分かれておりますが、こちらが低圧49.5kW、後ほどご説明しますが、外側はずっとフェンスが入り、真ん中にまた1本フェンスが入って、計画を2つに分けまして、それぞれで椎茸栽培を行うということになります。パネルは全部で558枚になります。見てのとおり、周りはずっと畑になります。こちらの方が若干低くなっております。

(次の図面掲示) イメージはこんな感じになります。パネルがこの真上にくるのですが、ここが2m以上高さを上げなさいという条件になっておりますので、2m上げて、その上にパネルをずっと付けます。そして下の方に椎茸原木を合掌造りでずっと並べるというような計画になります。2mなぜ上げるのかといいますと、やはりここは農用地区域内農地でございますので、恒久的な太陽光発電の転用はできません。一時転用しかできませんので、何かあった時は撤去できるように、簡易な撤去できる施設を造らなければいけないということで、こういう簡単な杭を打って、その上に太陽光パネルを置くような形になります。

(次の図面掲示) これは、パネル下の椎茸原木の主な使い方ですが、先程イメージ図にあったと思いますが、本伏せが2ヶ所きます。ここに仮伏せの場所をとっております。仮伏せというのは、菌を打って立て掛けるまでの間の、通常仮伏せと言いますが、それを置くスペース、こちらの方には収穫等をする作業場を若干とっております。

この営農型の太陽光の場合は、1番何が大事かといいますと、下部の農地でしっかりと営農をしないといけない。営農をして、その営農が通常地域の単収当たり作物の収穫量の80%下回ってはならないと。あるいは又、品質悪化な作物が多くてもいけないとの条件が書かれております。通常では、一般畑にいくらとか単純に出るんですけど、椎茸の場合は、そういうのは出せませんので、いろいろ調べたら、やはり椎茸の場合は、原木1本当たりどの位収穫があるかというようなことで、どこも出しているようでした。個人的な自分で栽培する方々のデータとか、そういうのを見てもやはり、本数当たりでどの位かというのがありました。

(次の図面掲示) これが、単純なんですけど、椎茸原木を栽培する時の営農計画を作っております。最初で申し上げたとおり、3年間の一時転用ですので、3年間で区切って、9年3回分を想定しております。

1年目に括弧で1,000と書いてある、ここで許可を受けることができましたら1,000本の原木を準備する、原木総本数は1,000本。収穫は18ヶ月以上経たないと椎茸はできませんので、0。2年目になりますと又1,000本原木を準備する、原木総本数は2,000本なんですけど、この2年目になりま

	<p>すと18ヶ月きますので、大体1本あたり、1シーズンの収穫量100本程度は収穫できるのではないかとということで100本としております。3年目も同じく、1,000本の原木を準備しますが、総本数は1年目のものが、4年で大体劣化するのを想定していますので、段々と本数が減っていきます。それで、1,000本のうち800本位が収穫できる、あと200本は劣化したり、菌が死滅したりとかそういうことで無くなるのではないかとということで、1,000本、1,000本、800本トータル2,800本の原木総本数に対して、900本の原木から収穫できるのではないかと。こういう当初の3年間は営農計画を作っております。4年目以降になりますと、最初の原木1,000本が半分位に減るのではないかとということで、1000本、1000本、800本、500本、合計の3,300本に對しまして1,200本の収穫となります。ここで最終的に1番ピーク時の3,500本を迎えます。この時に大体予定の計画でいきますと、3,500本のうち、1,600本から収穫ができるのではないだろうか。あとは、当初の1,000本は無くなっているでしょうということで、あとは、毎年1,000本ずつ原木を準備しても、同じ本数3,500本で営農を続けていける。5年目以降が1,600本での収穫が安定していくはずということの営農計画を立てています。問題はこの本数で、1本あたりどの位1シーズン収穫ができるのか、いろいろ調べたんですが、東北とか本州とかいろいろありましたが、大体多くても350gとか少なくとも250gとかあり、この0.267kgというのは、大分県林務水産部が出している椎茸栽培のマニュアルがあるんですが、その中に出てきたのを使わせていただきました。東北とか本州より、同じ九州内の大分の方が程度鹿児島と環境が近いので、使えるのではないかと思います、0.267kgとしました。これは、マニュアルからいきますと、1万本あたり大体平均して0.267kgということです。これを単純に掛けていけば、2年目からも26.7、3年目も240、4年目も373、一番ピーク時で427kg位は収穫できるのではないかとということで、営農計画を出しております。</p> <p>3年の更新ですので、今回許可が出てもここで更新しないといけません。ここで一旦収穫はどの程度出るのか、毎年農業委員会の方へ報告をして、昨年は何れだけ収穫できたか、それを見ながら次を審議していただきたいと思っております。</p> <p>今回は、最初ですので、一旦、机の上で作った数字なんですけど、こういう形で、最大3,500本で1,600本位収穫できるというような営農計画です。</p> <p>3年以上は絶対に転用できませんので、3年経ったら再度転用申請が必ずきます。これの繰り返しでいくしか、農用地ですのでできません。今回許可を出しても、次許可を受けないと太陽光は撤去しないといけないこととなります。</p> <p>以上です。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>営農型は一時転用許可の繰り返しです。3年一時転用をして、転用部分は柱の部分だけです。柱の部分だけを3年毎一時転用申請をして、3年毎に審議をしていただくということです。恒久的なものはできませんということで、簡易的な作り方です。当然農地を私どもは守らないといけないので、農地を守るのが前提です。そういう意味で営農型という形で許可ができるとなっております。今回初めて申請が出ました。</p>

議 長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>今回の第4条、第5条案件の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、番号3号は農用地区域内農地、それ以外は全て、第2種農地に該当すると判断されます。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見、ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「7番委員」挙手あり〕</p> <p>はい、7番委員どうぞ。</p>
7 番 委 員	<p>番号3ですが、一時転用の3年の繰り返しで、それしかできませんということでしたが、太陽光は大体10年の目安で、本来皆さん設置するわけですか。第1種農地でもこういうやり方で設置できるのですか。</p>
事 務 局	<p>太陽光発電設備については、恒久的な普通の太陽光発電設備、これは、第1種農地、農用地区域内農地への設置はできません。但し、営農型の太陽光発電ということで、パネルの下で、営農ができる高さを確保とか、撤去可能な簡易な支柱とか、そういう用件等を充たせば、3年間の一時転用の許可で可能ということで、県の農村振興課から説明がなされております。</p> <p>以上です。</p>
7 番 委 員	<p>3年ごとに許可を取り直すということですね。</p> <p>それと、原木を下に置きますということでしたが、図面を見るとパネルを水平に置いてあるようですが、それで効果があるのですか。</p>
事 務 局	<p>パネルは斜めに設置します。</p>
7 番 委 員	<p>水平に見えました。わかりました。</p>
1 6 番 委 員	<p>営農型ということで、当然原木がある所は、農地になるわけですね。原木だけを並べた農地というのは、それは農地として認められるわけですか。</p>
事 務 局	<p>12月11日に熊本の方で農業経営基盤強化促進法の改正についての説明会がございまして、その席で他県の方から、施設の中で行う椎茸の菌床栽培、原木椎茸等についても、農作物と見なすのかという質問が出てございまして、その席で農林水産省の方から菌床栽培、原木栽培椎茸についても営農の延長ということで判断するという説明がございました。</p> <p>以上です。</p>
1 6 番 委 員	<p>農地としていいということですね。わかりました。</p>

7 番 委 員	下が原木で農地ということですが、ずっと網を張って鶏を放し飼いにすると。それでも許可が出るのですか。
事 務 局	申し訳ありません。今確認が取れませんので、この場で回答できません。
7 番 委 員	実は、相談を受けておりました、第1種農地はできませんとずっと回答してきました。しかし、原木でいいのであれば、鶏もいいのではないのですか。わかっただら教えてください。
事 務 局	次回の総会等で確認させていただいて、報告をさせていただきたいと思います。
議 長	ほかに、何かご意見、ご質問等はありませんか。 〔「異議なし」の声あり〕 それでは、議題2.「農地法第4条許可申請に関する件」3件及び議題3.「農地法第5条許可申請に関する件」番号13号につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することといたします。 但し、農地区分が、農用地区域内農地である番号3号につきましては、「県農業会議」に意見聴取し、許可して差し支えのない旨の回答を得た後、許可書を交付することといたします。
議題3. 農地法第5条許可申請に関する件 9ページ～18ページ 29件	
議 長	次に、議題3「農地法第5条許可申請に関する件」を審議します。 先ほど吉野の1件につきましては、議題2.「農地法第4条許可申請に関する件」と併せて審議しておりますので、それ以外の28件について審議していただきたいと思います。 まず、谷山、9番委員お願いします。

9 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号1号、権利の種類：賃借権、設定、転用目的・施設等：土砂仮置場、土砂仮置場5, 358.00㎡、周囲の状況及び被害防除計画：東…県道、里道、宅地、他人畑、西…里道、南…山林、貸人畑、北…貸人田、貸人畑、境界…土留、雨水…自然流下。</p> <p>この件について、補足して説明いたします。</p> <p>申請地は指宿有料道路山田インターチェンジ入口西南に位置する2種その他農地です。</p> <p>山田インターチェンジのフルインター化工事に伴い、発生する土砂の仮置き場として、一時的に転用するものです。なお、工事終了後は、申請地を農地に復元する「誓約書」が提出されております。</p> <p>番号2号、使用賃借権、設定、一般住宅、住家1棟105.79㎡、庭敷地等176.21㎡、東・北…宅地、西…貸人畑、南…里道、境界…ブロック積、雨水…里道側溝、污水…合併浄化槽。</p> <p>番号3号、所有権移転、売買、建売住宅、住家2棟125.15㎡、通路75.76㎡、庭敷地等337.09㎡、東…市道、西・北…他人畑、南…里道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、污水…合併浄化槽。</p> <p>番号4号、所有権移転、売買、一般住宅、住家1棟65.41㎡、庭敷地等298.64㎡、東…市道、宅地、西…他人畑、里道、南…宅地、他人畑、北…渡人田、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、污水…合併浄化槽。</p> <p>番号5号、所有権移転、売買、建売住宅、住家1棟136.63㎡、敷地等353.27㎡、東…他人田、西…他人田、宅地、南…宅地、里道、北…水路、境界…ブロック積、雨水…里道側溝、污水…合併浄化槽。</p> <p>番号6号、賃借権、設定、車両置場、車両置場818.00㎡、東…市道、西・南…雑種地、北…宅地、境界…ブロック積、雨水…自然流下。</p> <p>番号7号、所有権移転、売買、資材置場、貸資材置場185.00㎡、車両置場124.00㎡、通路等189.00㎡、東・南…渡人田、西…里道、北…他人田、境界…里道側溝。</p> <p>番号8号、賃借権、設定、店舗等、店舗1棟199.51㎡、駐車場等1,350.00㎡、東・南…市道、西・北…宅地、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、污水…合併浄化槽。</p> <p>番号9号、所有権移転、売買、建売住宅、住家2棟133.15㎡、庭敷地等339.39㎡、東・南…市道、西…他人田、北…宅地、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、污水…合併浄化槽。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、伊敷、4番委員お願いします。

4 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号10号、所有権移転、売買、荷物積降場、荷物積降場244.00㎡、転回場132.00㎡、東…他人畑、西・南…水路、北…他人田、境界…ブロック積、雨水…自然流下。</p> <p>この件について補足して説明いたします。</p> <p>西側南側の水路には、既存のコンクリートの蓋があり、この上を車が通行するものです。</p> <p>番号11号、所有権移転、売買、駐車場、駐車場133.00㎡、転回場等171.00㎡、東・西…他人田、南…原野、墓地、北…水路、境界…ブロック積、雨水…自然流下。</p> <p>この件について補足して説明いたします。</p> <p>北側の水路には、既存のコンクリートの蓋があり、この上を車が通行するものです。</p> <p>番号12号、所有権移転、売買、店舗等、店舗1棟13.00㎡、駐車場等125.00㎡、東…河川、西・南…県道、北…他人畑、境界…ブロック積、雨水…自然流下。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、吉野、17番委員お願いします。

17番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号14号、所有権移転、売買、駐車場、駐車場670.00㎡、東…雑種地、私道、西…市道、南・北…宅地、境界…土留、雨水…自然流下。</p> <p>番号15号、所有権移転、贈与、一般住宅、住家1棟112.20㎡、庭敷地等376.80㎡、東…雑種地、西・北…市道、南…他人畑、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>番号16号、所有権移転、贈与、一般住宅、住家1棟115.51㎡、庭敷地195.04㎡、法面等147.74㎡、東…渡人畑、宅地、市道、西…渡人畑、河川、南…渡人畑、宅地、山林、北…他人畑、宅地、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>番号17号、使用貸借権、設定、倉庫、倉庫1棟19.32㎡、カーポート1棟15.00㎡、庭敷地等109.83㎡、周囲の状況及び被害防除計画は番号16号と同じです。</p> <p>この2つの案件につきましては、関連がございますので、補足説明をさせていただきます。</p> <p>申請人は、一般住宅を建築するにあたり、都市計画法第43条許可要件に基づき、5条で、父からの贈与による一般住宅への転用、同じく5条で、父との使用貸借による倉庫・カーポートへの転用、加えまして、父所有の隣接宅地の一部を通路として、一体利用するものでございます。</p> <p>具体的に申し上げますと、5条で転用する農地に建つ既存倉庫を取り壊した後、一般住宅1棟を建築し、同じく5条で父所有の農地に既に建っている倉庫及びカーポート（2台分）を始末書付き転用で父から使用貸借し、父所有の宅地の一部を住宅への接続通路として、一体利用する計画でございます。</p> <p>なお、一体利用総面積は602.44㎡となりますが、農地の転用面積は534.45㎡となり、有効利用面積としましては、法面部分79.75㎡を除く454.7㎡となります。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、吉田、14番委員お願いします。

14番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号18号、所有権移転、売買、駐車場、駐車場784.00㎡、通路等580.00㎡、東…山林、西…河川、南…山林、雑種地、北…他人田、山林、境界…土留、雨水…自然流下。</p> <p>この件について補足説明を申し上げます。</p> <p>申請地は接道していませんが、申請地に隣接する南側の雑種地は、県道に接している申請人の工場敷地内の駐車場であり、この駐車場から申請地へ車両の出入りをするようになります。</p> <p>番号19号、所有権移転、売買、駐車場、駐車場72.50㎡、通路等123.50㎡、東・南…宅地、西…雑種地、北…県道、境界…ブロック積、雨水…自然流下。</p> <p>番号20号、賃借権、設定、事務所、仮設事務所1棟117.00㎡、駐車場62.50㎡、通路等686.50㎡、東・西・南…雑種地、北…雑種地、里道、境界…土留、雨水…里道側溝、汚水…仮設トイレ。</p> <p>番号21号、所有権移転、売買、駐車場、駐車場682.50㎡、通路等282.50㎡、東…他人田、県道、西…農道、水路、南…原野、水路、北…農道、他人田、境界…ブロック積、雨水…水路放流。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、喜入、10番委員お願いします。
10番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号22号、所有権移転、売買、一般住宅、住家1棟92.74㎡、庭敷地194.26㎡、東・南・北…他人畑、西…市道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>番号23号、賃借権、設定、店舗等、店舗1棟198.25㎡、倉庫1棟7.00㎡、駐車場等2,133.19㎡、東・南・北…水路、西…国道、境界…コンクリート擁壁、雨水…国道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>この件につきまして補足説明をいたします。</p> <p>借受人は、既存の店舗で現在営業を行っておりますが、駐車場が手狭なため、隣地の農地を借り受けて店舗の建て替えを行い、駐車場を拡張するために今回の転用申請を行うものです。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、松元、15番委員お願いします。

15番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号24号、使用貸借権、設定、一般住宅、住家1棟91.29㎡、庭敷地346.71㎡、東・西…他人田、南…市道、北…河川管理道路、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>番号25号、使用貸借権、設定、一般住宅、住家1棟101.98㎡、法面28.00㎡、庭敷地等406.02㎡、東…市道、西・北…山林、南…貸人畑、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>番号26号、使用貸借権、設定、一般住宅、住家1棟117.00㎡、庭敷地等198.00㎡、東…市道、西・南…貸人畑、北…他人畑、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>この件について、補足して説明いたします。</p> <p>申請地は、松元支所から北東へ約2.5kmに位置する第1種農地の特定土地改良事業等の施行区域内にある農地に該当します。</p> <p>申請人は現在借家住まいのため、父の名義である申請地を使用貸借し、自宅を新築するものです。</p> <p>申請地は第1種農地であり、原則として農地転用許可することができませんが、農地法施行規則第33条第4号に定めるところの不許可の例外である集落接続施設に該当することから、今回の転用許可はやむを得ないと判断したところでございます</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、郡山、18番委員お願いします。

18番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号27号、使用貸借権、設定、庭敷地、庭敷地33.00㎡、東…宅地、西…里道、南…貸人畑、北…里道、境界…コンクリート擁壁、雨水…県道側溝。 本件ついて補足説明をさせていただきます。</p> <p>受人は平成8年11月に申請地の隣接地である宅地に一般住宅1棟を建築しました。しかし、その際に農地転用の許可が必要であることを知らずに、申請地を庭敷地として利用していたため、今回、始末書添付のうえ、5条申請を行い、追認許可を受けようとするものです。</p> <p>受人に対しては、農地を転用する場合は許可が必要であること、今後このようなことのないよう指導いたしました。</p> <p>番号28号、貸借権、設定、発電施設、太陽光発電1, 786.00㎡、法面等793.00㎡、東…里道、西…他人田、南…他人畑、北…市道、境界…土留、雨水…自然流下。 本件ついて補足説明をさせていただきます。</p> <p>申請地は、郡山支所から、北西へ約5.7kmに位置する第2種農地のその他の農地に該当します。</p> <p>借人は鹿児島市に本店を置く太陽光発電設備の販売、施工及び売電事業等を行う法人です。</p> <p>発電施設の規模としましては、太陽光パネル360枚、発電出力49.5kWで約10世帯分の年間消費電力をまかなう事になります。</p> <p>九州経済産業局から発電設備認定の通知を平成30年11月に受けております。</p> <p>また、九州電力との系統連係契約も成立していることを確認しております。</p> <p>番号29号、貸借権、設定、発電施設、太陽光発電1, 197.00㎡、東…他人畑、西…里道、南…市道、北…里道、他人畑、境界…土留、雨水…自然流下。 本件ついて補足説明をさせていただきます。</p> <p>申請地は、郡山支所から、北へ約3.7kmに位置する第2種農地のその他の農地に該当します。</p> <p>借人は鹿児島市に本店を置く太陽光発電設備の販売、施工及び売電事業等を行う法人です。</p> <p>発電施設の規模としましては、太陽光パネル360枚、発電出力49.5kWで約10世帯分の年間消費電力をまかなう事になります。</p> <p>九州経済産業局から発電設備認定の通知を平成30年11月に受けております。</p> <p>また、九州電力との系統連係契約も成立していることを確認しております。</p> <p>以上です。</p>
-------	--

議 長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>今回の第5条案件の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、番号26号は第1種、それ以外は全て、第2種農地に該当すると判断されます。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見、ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、議題3.「農地法第5条許可申請に関する件」28件につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p> <p>但し、転用面積が3,000㎡以上である番号1号、第1種農地である番号26号につきましては、「県農業会議」に意見聴取し、許可して差し支えのない旨の回答を得た後、許可書を交付することといたします。</p>
<p>議題4. 農地法第18条第6項の規定による通知に関する件</p> <p>19ページ 1件</p>	
議 長	<p>次に、議題4.「農地法第18条第6項の規定による通知に関する件」を審議します。</p> <p>審議の前に、先月の総会で質問がありました件につきまして、事務局より報告がございます。</p>
事 務 局	<p>先月の月例総会におきまして、16番委員から質問のあった件についてご説明いたします。</p> <p>現在、当委員会においては、事務局が「農地法第18条6項の賃貸借の解約の通知」を受理した場合は、農林水産省局長（経営局長・農村振興局長）の通知に基づき、その記載の内容に誤りがないかどうか及びその賃貸借の解約の申入れ等が、同法第18条第1項の許可を受けることを要しないものであるかを審査し、その記載内容・判断が適正であったかを、毎月の総会において議題として審議していただいているところです。</p> <p>なお、県内各市においては、議題、報告双方の取り扱いがあり、県農村振興課に確認したところ、いずれにするかは各農業委員会の判断にゆだねるとのことでした。</p> <p>従いまして、鹿児島市農業委員会におきましては、当該通知が許可を要しないものであったか、その判断が適正であったかを審議していただくため、従来どおり議題として提案し、審議していただきたいと考えているところです。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>

議 長	<p>それでは、議題に戻ります。</p> <p>喜入地区に合意解約の通知が出ております。 委員の皆さんには、お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、議題４．「農地法第１８条第６項の規定による通知に関する件」１件につきましても、原案どおり受理することに決定いたします。</p>
<p>議題５．非農地認定に関する件 ２０ページ～２５ページ １２件</p>	
議 長	<p>次に、議題５．「非農地認定に関する件」を審議します。 まず、谷山、９番委員お願いします。</p>
９ 番 委 員	<p>ご報告します。 番号１号、調査結果：住家１棟、牛舎１棟、４４年経過、現況宅地。 番号２号、調査結果：杉、雑木自然繁茂、約４０年経過、現況山林。 番号３号、調査結果：杉、雑木自然繁茂、約４０年経過、現況山林。 番号４号、調査結果：杉、雑木自然繁茂、約４０年経過、現況山林。 番号５号、調査結果：杉、雑木自然繁茂、約３０年経過、現況山林。 番号６号、調査結果：通路として約３０年経過、現況道路。 以上です。</p>
議 長	<p>次に、伊敷、４番委員お願いします。</p>
４ 番 委 員	<p>ご報告します。 番号７号、調査結果：孟宗竹自然繁茂、約４０年経過、現況山林。 番号８号、調査結果：杉、雑木自然繁茂、約３０年経過、現況山林。 以上です。</p>
議 長	<p>次に、吉野、１７番委員お願いします。</p>
１ ７ 番 委 員	<p>ご報告します。 番号９号、調査結果：唐竹・雑木自然繁茂、約３０年経過、現況山林。 以上です。</p>
議 長	<p>次に、喜入、１０番委員お願いします。</p>

10番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号10号、調査結果：2739-18、2741-1：雑木自然繁茂、約40年経過、現況山林。2993、2995：真竹自然繁茂、約40年経過、現況山林。</p> <p>番号11号、調査結果：檜、約30年経過、現況山林。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、松元、15番委員お願いします。
15番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号12号、調査結果：雑木自然繁茂、約30年経過、現況山林。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題5.「非農地認定に関する件」12件につきましては、原案どおり認定することに決定いたします。</p>
<p>議題6. 農地利用変更届出に関する件</p> <p>26ページ～27ページ 2件</p>	
議長	次に、議題6.「農地利用変更届出に関する件」を審議します。まず、本庁、16番委員お願いします。
16番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号1号、埋立理由・工事内容及び変更後の使用目的：周辺土地より低いため、盛土をして畑としての利便性を高める。工事開始日：平成30年10月10日、工事終了日：平成31年1月31日、周囲の状態：東…河川、西・南…市道、北…他人田、境界…土留、作物…飼料、高さ…1.9m～2.0m、搬入土…草木類チップ。</p> <p>この件について、補足して説明いたします。</p> <p>申請地は、下田三文字交差点の南東約1kmに位置する畑です。</p> <p>今回の届出については、11月に周辺住民から届出地に土以外のものを搬入しているとの情報が寄せられたため、現地確認のうえ申請代理人に事情を聴取したところ、土壌改良のため草木チップを搬入し、かさ上げしていたことが判明したことから、始末書添付のうえ届出書を提出するよう指導したものです。</p> <p>なお、届出人に対しては、代理人を通じ、受理通知の交付を受けるまでは工事は停止するよう指示し、今後同様の盛土を行う場合は届出を行うよう指導しました。</p> <p>以上です。</p>

議 長	次に、松元、15番委員お願いします。
15番委員	ご報告します。 番号2号、埋立理由・工事内容及び変更後の使用目的：周辺土地より低いため、盛土をして畑として利便性を高める。工事開始日：平成31年1月1日、工事終了日：平成31年6月30日、周囲の状態：東・南…水路、西…宅地、北…雑種地、境界…土留、作物…野菜、高さ…0.5m、搬入土…シラス、黒土。 以上です。
議 長	ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。 〔「17番委員」挙手あり〕 はい、17番委員どうぞ。
17番委員	今までの埋立は、ほとんどが下の方がシラスで上が黒土でしたが、今度の場合、この草木類チップで通用するものですか。
事 務 局	届出地のつきましては、草木類チップとありますが、今回搬入する5年程前に、既に一度チップを入れてあります。チップ発酵後、新しいチップの上に乗せて、畜産を営んでいる申請者が飼料栽培するということです。また、表面にチップがあつて、そこで栽培するというではございません。天地返しといたしますか、古い発酵後の土壌をその上に乗せて、栽培を行うということです。やがては今回入れたものも、年数が経つに連れて発酵し、土に戻っていくと説明を受けております。
議 長	結局、同じ高さにするのではなくて、少しずつそれが腐ったら、そこに植えて、減ったら、またそこにチップを入れてするということですか。
事 務 局	そうではなく、チップを入れて、その上に土に乗せて、そこで栽培を行います。ですから、表土にはそのチップは出ておりません。何年か経つとその下の入れたチップが腐って沈下していく。その利便性が悪くなったら、またチップを入れるかもしれないということで、その際はまた改めて、30cm以上のかさ上げをする場合には、農地利用変更届出をちゃんと出して下さいと指導しているところです。
5番委員	これも実際かさ上げがいるわけですか。すぐ腐るのではないですか。 1mから2m入れるのは相当な量ですね。

事 務 局	届出をする前に既に搬入しているとの情報があったので、現地確認の上、工事を止め、届出を提出するよう指導したのですが、道路より該当地である田が2 m位低い状況でした。それを道路の高さまで上げるために、ブロック等で囲むのではなく、境界からは控える形で土羽を打ち、安定勾配で法面の工事を行うということでございます。
6 番 委 員	ガスは出ないのですか。
事 務 局	発酵する過程で、ガス等が出るような話しはしておりました。最初入れた時もチップから臭いとかするというので、その苦情がきました。
議 長	相当時間がかかると思います。
事 務 局	完全に土になるのは、期間がかかるということで、今回入れたチップで植えるのではなくて、5年程前に入れた発酵した土のようになったものを表土にして、そこで飼料を作るということで説明を受けております。
議 長	ほかに、何かご意見、ご質問等はありませんか。 〔「異議なし」の声あり〕 それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題6.「農地利用計画変更届出に関する件」2件につきましては、原案どおり受理することに決定いたします。

議題 7. 農用地利用集積計画に関する件 28ページ～46ページ 42件	
議 長	<p>次に、議題7.「農用地利用集積計画に関する件」を審議します。</p> <p>まず、冒頭で申し上げました「議事参与の制限」について再度お知らせいたします。</p> <p>43から45ページ、番号39から42までにつきましては、7番委員自身が、申請人となっている案件でございます。従いまして、7委員におかれましては、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事に参与することができませんので、しばらく離席いただき、その間に審議し、再び着席していただくことにします。</p> <p style="text-align: center;">(7番委員離席後)</p> <p>それでは、番号39から42までにつきまして、事務局から説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>それでは、議事参与の制限の案件について、ご説明いたします。</p> <p>43ページをご覧ください。</p> <p>番号39号、2筆で、地目：田、面積1,344.00㎡、権利の種類：使用貸借権、設定期間10年、区分：新規。</p> <p>44ページをご覧ください。</p> <p>番号40号、3筆で、地目：田、面積2,052.00㎡、権利の種類：使用貸借権、設定期間10年、区分：新規。</p> <p>番号41号、3筆で、地目：田、面積1,642.00㎡、権利の種類：使用貸借権、設定期間10年、区分：新規。</p> <p>45ページをご覧ください。</p> <p>番号42号、地目：田、面積1,339.00㎡、権利の種類：使用貸借権、設定期間10年、区分：新規。</p> <p>平成30年12月31日公告予定です。</p> <p>これらは、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上です。</p>

議	<p>長</p> <p>ただいま、事務局から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題8.「農用地利用集積計画に関する件」の番号39から42までにつきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。</p> <p>次の案件の審議に入ります前に、7番委員におかれましては、ご着席をお願いします。</p> <p>(7番委員着席後)</p> <p>それでは、審議に戻ります。残りの38件及び先ほどの4件を併せて、一括して事務局から説明をお願いします。</p>
---	--

<p>事 務 局</p>	<p>議題7.「農用地利用集積計画に関する件」について、只今の分も含めまして、ご説明申し上げます。</p> <p>28ページをお開きください。</p> <p>「議案第8号」農用地利用集積計画（利用権設定等）調書で、平成30年12月31日公告予定です。</p> <p>今回の利用権設定につきましては、使用貸借権18件27,474.00㎡、うち新規15件22,480.00㎡、賃借権23件31,689.81㎡、うち新規18件24,535.81㎡、所有権移転1件506.00㎡、合計42件59,669.81㎡、うち新規33件47,015.81㎡となっております。</p> <p>次に29ページをお願いします。</p> <p>これは、前ページで説明いたしました使用貸借権の設定期間別の内訳です。多い順に設定期間10年が9件、5年が6件、3年が2件、5年から10年未満が1件となっております。</p> <p>次に30ページをお願いします。</p> <p>これは、28ページで説明いたしました賃借権の設定期間別の内訳です。多い順に設定期間5年、10年が15件、5年が5件、5年から10年未満が2件、1年から3年未満が1件となっております。</p> <p>次に31ページをお願いします。農用地利用集積計画総括表です。</p> <p>下の合計欄をご覧ください。筆数は、使用貸借権27筆、賃借権42筆、計69筆。面積は、田12,362.00㎡、畑35,608.00㎡、樹園地11,193.81㎡、計59,163.81㎡うち更新分は、12,148.00㎡です。</p> <p>利用権等の設定をする者及び受ける者は41人。うち更新分は8人となっております。</p> <p>次に32ページから45ページまでは先ほど説明しました農用地利用集積計画総括表の使用貸借権、賃借権、所有権の内容です。</p> <p>記載事項は、利用権の設定を受ける者、設定する者、土地の所在地、権利の種類、始期、終期、10aの賃借、全体の賃借、耕作面積、区分等についての調書です。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これらは、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいま、事務局から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題7.「農用地利用集積計画に関する件」につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。</p>

議題 8. 農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件 別冊資料 2 5 件	
議 長	次に、議題 8. 「農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件」を審議します。別冊資料 2 です。 まず、谷山、9 番委員お願いします。
9 番 委 員	<p>ご報告します。2 ページです。</p> <p>3. 変更後の用途、一般住宅</p> <p>4. 現況、申出地は、下福元町玉利地区にあり、谷山支所から南西へ約 2. 2 k m に位置し、東側は本人畑、市道、西・北側は本人畑、南側は市道に接している。</p> <p>5. 意見、市長部局による除外理由及び要件別検討結果は別紙調書の通りで、申出地は農用地区域の外周部であり、周辺農地への影響は少なく、計画変更はやむを得ないものと思われる。 転用の際は、他の農地に支障のないよう十分考慮してください。</p> <p>次に、6 ページです。</p> <p>3. 変更後の用途、貸資材置場</p> <p>4. 現況、申出地は、下福元町大脇原地区にあり、谷山支所から西へ約 2. 8 k m に位置し、東・南・北側は他人畑、西側は宅地に接している。</p> <p>5. 意見、市長部局による除外理由及び要件別検討結果は別紙調書の通りで、申出地は農用地区域の外周部であり、周辺農地への影響は少なく、計画変更はやむを得ないものと思われる。 転用の際は、他の農地に支障のないよう十分考慮してください。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、喜入、1 0 番委員お願いします。

10番委員	<p>ご報告します。10ページです。</p> <p>3. 変更後の用途、建売住宅</p> <p>4. 現況、申出地は、喜入瀬々串町瀬々串下地区にあり、喜入支所から北西へ約5.6kmに位置し、東側は宅地、西側は他人畑、南側は他人畑、雑種地、北側は市道に接している。</p> <p>5. 意見、市長部局による除外理由及び要件別検討結果は別紙調書の通りで、申出地は農用地区域の外周部であり、周辺農地への影響は少なく、計画変更はやむを得ないものと思われる。</p> <p>転用の際は、他の農地に支障のないよう十分考慮してください。</p> <p>次に、14ページです。</p> <p>3. 変更後の用途、建売住宅</p> <p>4. 現況、申出地は、喜入瀬々串町瀬々串下地区にあり、喜入支所から北西へ約5.7kmに位置し、東・西・北側は市道、南側は他人畑に接している。</p> <p>5. 意見、市長部局による除外理由及び要件別検討結果は別紙調書の通りで、申出地は農用地区域の外周部であり、周辺農地への影響は少なく、計画変更はやむを得ないものと思われる。</p> <p>転用の際は、他の農地に支障のないよう十分考慮してください。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、松元、15番委員お願いします。
15番委員	<p>ご報告します。18ページです。</p> <p>3. 変更後の用途、建売住宅</p> <p>4. 現況、申出地は、石谷町隠迫地区にあり、松元支所から北東へ約2.5kmに位置し、東側は市道、西・南側は他人畑、北側は宅地に接している。</p> <p>5. 意見、市長部局による除外理由及び要件別検討結果は別紙調書の通りで、申出地は農用地区域の外周部であり、周辺農地への影響は少なく、計画変更はやむを得ないものと思われる。</p> <p>転用の際は、他の農地に支障のないよう十分考慮してください。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題8.「農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件」5件につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。</p>

議題 9. 農業振興地域整備計画変更（編入）に係る意見書に関する件 別冊資料 2 2件	
議 長	<p>次に、議題 10. 「農業振興地域整備計画変更（編入）に係る意見書に関する件」を審議します。別冊資料 2 です。</p> <p>26 ページ、番号 7 号の 3 筆につきましては、7 番委員自身が、借人となっている案件でございます。</p> <p>従いまして、7 番委員におかれましては、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、議事に参与することができませんので、しばらく離席いただき、その間に審議し、再び着席していただくことにします。</p> <p style="text-align: center;">（7 番委員離席後）</p> <p>それでは、郡山、18 番委員お願いします。</p>
18 番委員	<p>ご報告します。26 ページです。</p> <p>3. 編入後の用途、農地（田）</p> <p>4. 現況、申出地は、郡山支所から南西へ約 2.9 km に位置する、有屋田町宮田地区及び寺田地区である。</p> <p>編入理由は、別紙調書の通りで、土地改良事業兼営農村地域防災減災事業（郡山地区）を実施し、近年の突発的な豪雨などにより発生している施設災害から農地を守るために農用区域に編入しようとしているものである。</p> <p>5. 意見、当該地を農用区域に編入することについては、事業の実施により、用排水整備を行い、突発的な災害から農地を守るために行われるものであるため、特に問題はないと思われる。</p> <p>なお、農用区域編入後は、良好な農地として十分活用してください。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、調査員から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。</p> <p style="text-align: center;">〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題 9. 「農業振興地域整備計画変更（編入）に係る意見書に関する件」番号 2 号につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。</p> <p>残りの案件の審議に入ります前に、7 番委員におかれましては、ご着席をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">（7 番委員着席後）</p> <p>それでは、郡山、18 番委員お願いします。</p>

8 番 委 員	<p>ご報告します。22ページです。</p> <p>3. 編入後の用途、農地（田）</p> <p>4. 現況、申出地は、郡山支所から北西へ約3.4kmに位置する、郡山町二ツ石地区及び菅牟田地区である。</p> <p>編入理由は、別紙調書の通りで、土地改良事業兼営農村地域防災減災事業（郡山地区）を実施し、近年の突発的な豪雨などにより発生している施設災害から農地を守るために農用地区域に編入しようとしているものである。</p> <p>5. 意見、当該地を農用地区域に編入することについては、事業の実施により、用排水整備を行い、突発的な災害から農地を守るために行われるものであるため、特に問題はないと思われる。</p> <p>なお、農用地区域編入後は、良好な農地として十分活用してください。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、調査員から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題9.「農業振興地域整備計画変更（編入）に係る意見書に関する件」1件につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。</p>
<p>議題10. 農地利用最適化推進委員の推薦及び募集に関する件</p> <p>別冊資料3</p>	
議 長	<p>次に、議題10.「農地利用最適化推進委員の推薦及び募集に関する件」を審議します。別冊資料3です。</p> <p>それでは、会長代理から説明をお願いします。</p>
会 長 代 理	<p>議案第10号、「農地利用最適化推進委員の推薦及び募集に関する件」について、提案説明します。</p> <p>別冊資料3をお願いします。</p> <p>推進委員の委嘱については、農業委員会法第17条第1項に「農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者のうちから推進委員を委嘱しなければならない。」と規定されております。</p> <p>推進委員についても、平成31年4月28日に任期を終えることから、次期委員の募集を行うこと等について、提案するものでございます。</p> <p>内容につきましては、事務局から説明させます。</p>

事務局	<p>農地利用最適化推進委員の募集について、その概要をご説明申し上げます。 推進委員の委嘱については、農業委員会法等に基づき手続きを進めて行くことから基本的な手続きや流れは、前回と同じになります。</p> <p>1 定数は、18人です。</p> <p>2 業務の内容は、担当地域における農地等の利用の最適化の推進のための活動です。</p> <p>3 地域ごとの定数は、谷山地域3人、吉野・伊敷・吉田・東桜島地区を含む桜島・喜入・松元・郡山地域各2人、中央地域1人です。</p> <p>4 募集期間は、平成31年2月4日、月曜日から3月4日、月曜日までを予定しています。</p> <p>5 推薦及び募集方法は、農業委員と同じで、 (1) 10a以上の農地を耕作する農業者等3人以上が連名による推薦、 (2) 農業者が組織する団体その他の関係者からの推薦、及び (3) 農業者個人による応募です。</p> <p>6 推薦を受ける者及び応募する者の資格についても、農業委員と同じです。 (1) 本誌に住所を有するもの。但し、特別の事情がある場合はこの限りでない。 (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に規定する暴力団員もしくは同条第6号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者でない者。 (3) 本市の職員でないものです。</p> <p>7 募集期間の中間及び期間終了後、遅滞なく推薦を受けた者及び応募した者に関する情報を、市ホームページや掲示板等に公表します。</p> <p>8 委嘱手続については、農業委員会に設置した評価組織に対し評価の意見を求め、評価組織の評価の報告を受けた候補者について、農業委員会の総会に諮り、決定し、委嘱します。</p> <p>9 任期は委嘱の日から農業委員の任期満了の日までの約3年間です。 以上のとおり募集を行いたいと考えております。 なお、この総会で承認を得た後、続けて開催予定であります農地利用最適化推進合同委員会において、報告する予定です。よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>ただいま、会長代理、事務局から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「16番委員」挙手あり〕</p> <p>はい、16番委員どうぞ。</p>
16番委員	<p>今説明がありましたが、5 推薦及び募集方法で、(3)農業者個人による応募とありますが、農業者とはどういう定義ですか。</p>
事務局	<p>10a以上の農地を耕作している方、酪農をされている方を考えております。</p>

議 長	農家台帳に載っている方です。
1 6 番 委 員	農家台帳に載っている方ですか。
議 長	そうです。
1 8 番 委 員	今の件ですが、農地取得は20 a 以上、農業者というのは10 a 以上耕作していれば、農業者ということによろしいですか。
事 務 局	そのとおりでございます。
1 8 番 委 員	わかりました。
議 長	<p>ほかに、何かご意見、ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題10.「農地利用最適化推進委員の推薦及び募集に関する件」につきましては、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>議題の審議は以上です。 続きまして、報告事項に入ります。</p>

報 告 事 項	
1. 法務局から照会のあった農地等の現況について 47ページ～50ページ 4件	
議 長	報告事項1「法務局から照会のあった農地等の現況について」 まず、本庁、16番委員お願いします。
16番委員	報告します。47ページです。 照会日：平成30年11月22日、現況：非農地、調査結果：該地は市街化調整区域内にあり、現況非農地である。 処理状況：平成30年11月29日 鹿児島地方法務局へ報告済。 次に、48ページです。 照会日：平成30年11月22日、現況：非農地、調査結果：該地は市街化調整区域内にあり、現況非農地である。 処理状況：平成30年11月29日 鹿児島地方法務局へ報告済。 以上です。
議 長	次に、谷山、13番委員お願いします。
13番委員	報告します。49ページです。 照会日：平成30年11月14日、現況：非農地、調査結果：該地は市街化区域内にあり、現況非農地である。 処理状況：平成30年11月26日 鹿児島地方法務局へ報告済。 次に、50ページです。 照会日：平成30年12月6日、現況：非農地、調査結果：該地は市街化調整区域内にあり、現況非農地である。 処理状況：平成30年12月14日 鹿児島地方法務局へ報告済。 以上です。
2. 国土利用計画法による届出・土地に関する調書について 51ページ 1件	
議 長	続きまして、報告事項2「国土利用計画法による届出・土地に関する調書について」 それでは、谷山、事務局お願いします。

谷山支局	<p>この件につきまして、事務局からご報告申し上げます。</p> <p>この調書は、市街化調整区域内の5,000㎡以上の土地の売買であるため、申請人から本市の土地利用調整課へ、国土利用計画法の規定による届出書が12月3日に提出されました。</p> <p>申請地の一部に農地が含まれていたことから、農業委員会事務局に意見を求められ、回答したものです。</p> <p>表内の左側1の「申請等に係る事項等」の欄ですが、譲受人、譲渡人、農地の所在は記載のとおりであり、地目別面積は(田)4,590㎡、(畑)6,180㎡、転用目的は太陽光発電施設です。</p> <p>次に「2 農地の区分等」ですが、申請地は市街化調整区域内の農地であり、第2種農地のその他の農地に該当するものです。</p> <p>次に「3 他の土地利用計画との関係」の欄の「農業振興地域整備計画との関係」ですが、農業振興地域内で農用地区域外です。</p> <p>「その他の土地利用計画との関係」ですが、「届出地には農地が含まれているので、転用の際は農地法第5条第1項に基づく許可が必要であるが、登記地目が田・畑である農地については、提出を受けた非農地証明願の現地調査の結果、すべて農地ではないと判断されたことから、平成29年3月28日及び同6月28日に非農地証明を発行済みである」と回答したところです。</p> <p>以上のとおり、土地利用調整課へ12月14日に回答したところでございます。以上で報告を終わります。</p>
<p>3. 農地法第3条の3届出専決に関する報告について 52ページ～54ページ 14件</p>	
議 長	<p>次に、報告事項3「農地法第3条の3届出専決に関する報告について」報告事項4「農地法第4条・5条届出専決に関する報告について」それでは、事務局の報告をお願いします。</p>
事 務 局	<p>52ページをお開きください。</p> <p>報告事項3 農地法第3条の3届出専決に関する報告の集計表です。</p> <p>この専決処理は、農地等について相続などで権利の取得があった場合は、市町村の農業委員会に届出を要するもので、今回の届出は14件です。</p> <p>登記地目別では、田7筆、1,476.00㎡、畑25筆、8,211.76㎡となっております。取得した事由別数は、相続が14件。権利の種別は、所有権が14件。農業委員会によるあっせん等は、無が14件となっております。</p> <p>53ページから54ページは、農地法第3条の3関係の内容です。お目通しをお願いいたします。</p>

4. 農地法第4条・5条届出専決に関する報告について 55ページ～62ページ 28件	
事 務 局	<p>55ページをお開きください。</p> <p>報告事項4 農地法第4条・第5条届出専決に関する報告の集計表です。</p> <p>これらは、市街化区域内農地の転用届出に関するもので、事務局長の専決で処理しましたものです。</p> <p>転用目的別では、第4条関係は、一般住宅が1件となっております。</p> <p>第5条関係では、多い順に一般住宅が20件、駐車場が3件、資材置場が2件、店舗等、その他が各1件、合計27件となっております。</p> <p>56ページは、4条関係1件、57ページから62ページは、5条関係27件の内容です。お目通しをお願いいたします。</p>
5. 農用地利用配分計画に関する報告の集計について 63ページ～64ページ 6件	
事 務 局	<p>63ページ「報告事項5」をお願いします。</p> <p>平成30年11月28日認可の農用地利用配分計画に関する報告の集計です。</p> <p>これらは、県地域振興公社が作成した農用地利用配分計画について、県知事が認可したことにより、平成30年12月1日から貸付の始期が始まるものです。</p> <p>使用貸借権0件、賃借権6件9筆7,969.00㎡、合計6件9筆7,969.00㎡となっております。始期は平成30年12月1日からになります。</p> <p>今回の分は、10月の総会で審議していただいた農用地利用集積計画で、農地を中間管理機構である県地域振興公社に貸し付けたものを、同公社が担い手へ貸し出したものになります。</p> <p>64ページは、先ほど説明しました農用地利用配分計画の内容です。</p> <p>お目通しをお願いいたします。</p>

6. 鹿児島県の農地「貸したい」「借りたい」総点検の実施状況について 別冊資料4	
事 務 局	<p>報告事項6 鹿児島県の農地「貸したい」「借りたい」総点検の実施状況について報告いたします。</p> <p>別冊資料4をご覧ください。</p> <p>この報告は、担い手への農地集積・集約化を推進することを目的に実施している、農地利用の意向確認を内容とする鹿児島県の農地「貸したい」「借りたい」総点検活動の、10月期の実施状況について報告するものです。</p> <p>一番下の合計欄をご覧ください。</p> <p>まず 二段書きの上の段の10月期については、訪問戸数173戸、うち不在3戸、調査回答戸数168戸、貸出希望3戸84.3アール、借入希望及び貸出・借入・中間管理事業活用実績はございませんでした。</p> <p>次に、下の段の累計については、訪問戸数865戸、うち不在26戸、調査回答戸数833戸、貸出希望70戸1,650.97アール、借入希望9戸422アール、貸出・借入・中間管理事業活用実績はございませんでした。</p> <p>各地区の実績についてはお目通しをお願いします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>(議事終了：午後2時53分)</p> <p>続きまして、事務局から何か連絡事項等はございませんか。</p>
事 務 局	<p>・平成30年度第10回総会（月例）開催日時は、 1月28日（月）午前10時開会 みなと大通り別館6階 ソーホーかごしま会議室</p> <p>総会に引き続き、</p> <p>・平成30年度第2回合同委員会開催日時は、 12月27日（木）午後3時5分開会 みなと大通り別館6階 ソーホーかごしま会議室</p> <p>座席の入れ替えを行いますので、隣のC会議室でお待ち下さい。</p>
議 長	<p>以上で、本日の総会を終了いたします。</p> <p>閉 会（午後2時55分）</p>